

右の外、楯の持様、虚敗の仕様等、了簡次第教ふべし、猶此外に軍中の禮式あり、閑暇の時教ふべし、總て軍の巧拙は此操練にあり、忽にする事忽れ日本の軍は操練なき故無法の軍多し、大闇の猛威と雖も、朝鮮に於て明軍の堂々正々たるに仰天したる事あり、此外和漢の軍立の精粗の様子、諸軍記を見て知べし、皆操練するとせざるとにあり、孔子の以不教民戰是謂棄之と宣へる事能味ふ可し、扱唯今太平の世の人に甲冑着て奔走せしむる時は肩を引かれ、身節痛んで一里も往來仕難きものなり、然る故に操練の度毎に甲冑を着せて終日奔走せしむる時は、度重て自然と甲冑に馴る、故肩も引かれず、身節も痛まず、足も重からず、息も切れず、後には二三日甲冑を脱がずとも、さのみ身體も疲れざるものなり、此所操練の妙なり、能々心を用て教ふべし、然るに當時太平の化を蒙る世に居て、此等の言を吐出す事實に多罪なり、然れと初より段々言ひし如く、日本は海國にて而も隣國多き地勢なれば、只外國の變の爲に如此教置べき事、兵家の持前なるべし、當世武備と言ふ事は人々口に絶えず言ふ事なれども、皆虚談にして實用なし、危きの甚しきなり、武備と言ふ事を知らざるには劣れり思ふべし。

第十三卷終

海國兵談 第十四卷

武士の本體竝知行割、人數積、附制度法令の大略

武士の本體は當世の百姓と異なる事なし、其故如何と言ふに、古の武士は皆土着したり、其中にて土地を多く持たる者は譜代の家の子郎黨を多く扶助し、軍陣に出るには郎黨は言ふに及はず、百姓をも軍兵に仕立て召連たる故、五千石、一萬石の領主にても五百人も千人も出したる事なり、信濃の木曾、上野の新田、信濃の名和、肥後の木山等皆土着の大身士にて、急に臨で軍兵を出したる所業人々の知る所なり、扱又小祿の武士は手自ら農作して作り取にしたる故、二、三十石の地を所持しても馬をも持ち、武具、馬具等も面々の心懸にて事缺かざる様に嗜むる、なり、農作する故、手足あられて丈夫なり、鹿狩、魚獵等を樂とする故、筋肉壯健なり、遠方の親戚、朋友と往來する故、遠路に馴れて疲れず、平日糲食短褐に口腹身體を馴らす故、軍陣に出ても此二つに苦まず、大概古代の武士の形勢如此なるものなり、然るに近來天下一統に武士が城下に住居するものと成りて、城下に群居する故、自然に衣服、飲食、家作等を

美麗に致し、終に武の本體を失ひて、却て今の世に士の嗜と言ふは衣食住と立振舞言葉遣の立派なるを專一とす、此の如く奢侈盛に爲りし故、面々軍用の爲に賜れる俸祿皆衣食住と婦人にとに費して、武用の爲の祿なる事を忘却したり、右の如くにして、雜用の奢侈盛なる故、困窮して果ては武備を取失ふに至る、困窮して武備を取失ふ事は、屹度制度の立さる故なりと知るべし、願くは制度を立て、奢侈を禁じ、武士を眞の土着か又は土着同様になして、武士道再興あるべき事、一國一郡をも領する人の心懸くべき事なり、今の世にも、古き諸侯にも、家中を土着にしたるあり、近くは吾藩を始として、相馬、大村、肥前、薩州などなり、此の如きなれば、直參も多く、陪臣も多きなり、思ふべし。

兵士を扱ふ事は、番頭、武頭等の頭役の者を教ふるとは、品替れり、撰士の卷にも言へる如く、武頭以上の輩へは、人數を預けて一方を任する物なれば、學問ありて才智も働も、文武の大略を呑込て何國へ押出ても、獨道の成様に取立べし、軍士は頭々の下知を承て働くものなれば、さのみ學問も才智も入用なし、只敵に當て勇壯なるを專一と教ふべし、然りと雖も、多力あり、非力あり、茲に所謂勇壯とは、力量を言ふには非ず、意氣の勇壯なるを云ふ、意氣を勇壯になす事は、大將の方寸にある事にして、亦一

二の術あり、左に其條々の大略を記す。

第一、武士を土着にする心持なるべし、土着すれば、武骨にして、上臈の風なく、古代質朴の姿に返るべし。

歳に、五六度鷹野、猪狩して、武士の心氣を引立て、沈鬱せざる様に教置べし、是術なり、制度を立て、衣食住の費用を省き、華侈の心生せざる様に教ふべし。

頭役に才智、器量の人を用て、組を教へ立べし。
大將と諸士と遠々敷ては、士の勵み薄き物なり、是を親くする道は、諸士の藝能を頭より申立てさせて、主君自から是を試み、巧拙に隨て、夫々の褒貶あるべし、尤も學術あるものは、或は對策を畫かせ、又は詩歌等を作らすべし、城當番の大番衆などは、急に召出して、或は弓馬、鎗刀の藝を試み、又は角力などさせて、樂み乍ら親を厚くすべし。

鷹野、猪狩等に出るにも、外様士を側近く召寄せ、時宜に隨て、勇力、早術等見分さして、意氣を勵ますべし。

右の外上下親みを厚くする道、幾許もあるべし、大將たる人、心を用て上下親みを厚くし、君臣合體する時は、吳子か所謂百姓皆是、於吾君而非、於隣國の風俗となる

べし、如是ならば戦て必勝、守て必ず固からむ勉むべし。

知行割、人數積りの事、大略を言ふべし、異國にて是を兵賦と言ふ、兵賦とは知行高を量て、人數の總高を積り、置事なり、人數の總高を知らざるは、軍術の根本を忘却したる筋にて、是又一つの失政なり、扱兵配賦の本法と言ふは、異國三代の時の井田の法なれ共、當時それ程にはなく、共、知行高を考へて、人數の總高を豫め計り、置事、一國、一郡をも領する人、油斷あるまじき事なり、先づ軍士を扶持するに三法あり、然りと雖各土著にあらざれば充分には行難きなり、若し本土着になし難くんば、土著の眞似を致すべし、本土着の面々の知行所に住居せしむる故、城下より五里、十里、百里、二百里も隔てる者あり、事不自由なる様なれども、面々に家中を多く扶助せしむるには、之に勝れるはなし、吾藩及び薩摩、肥前などは是なり、又此眞似を致すには、俸祿は知行たり共、藏米なり共、夫に拘らす、城下續の近在郷に、大下屋敷を一つ宛與へて住居せしむべし、此の如くなれば、其屋敷に田圃を作て五人十人の家中は養はるゝものなり、此二つは陪卒を多く出させて軍士に充つべき爲めなり、亦一つは小給役人、家柄等の外をば悉く十石、十五石の小給にして、皆土着になし、之を給人とも郷士とも言て各作り取にする事なり、是小身の直參を多くして陪卒無しの人數組なり、相馬、大村

等此法あり、何れも軍士を多く扶助するの良法なりと知るべし、扱陪卒ある人數組と陪卒なきの人數組との優劣を論ずる時は、小祿の直參組を善とする事なり、其故は何程節制宜き人數組なりとも、面々の陪卒を取集むる時は、何となく正整せざる所あり、亦陪卒なき直參組は齊一にして紛々たらざる故、懸引も仕易きものなりと言へり、此故に小給の直參組優れりと知るべし。

右の如く給人郷士も十石、十四、五石にして國中に土着せしむべし、扱國の大小に隨つて支城又は居館等數ヶ所もあるべし、其支城居館等に近き給人をば、其所の城附に定て其支配頭には其城を預け置く人を用ふべし。

右の如く家士を在郷給人に仕附るとも、大祿の歴々をば本城下に住居せしめて、第一學校に出精させて、文武及び國事を習はすべし、尤も在郷給人の頭にも別の諸役人にも此輩を用ふる事なれば、在郷へは遣し難し、然る故に在郷へは百人頭、小組頭を遣し置て、組の諸事の世話致さしむべし。

在郷給人は本城下に居る我々の支配頭を能く見覺へ殊に其纏、馬印等を能々心得居べし、是を覺ゆる様にする事は操練にあるなり。

士に大祿を與る事は、其祿に應じて譜代の家の子、郎黨を扶持せしめて、軍役を務め

さすべき爲なり、然るに當世の如く武士城下に在て奢侈に流るゝ時は、上に言ふ如く俸祿皆衣食住の雜費と成て、家の子、郎黨を扶持する事能はず、成程若黨、仲間を召抱て軍役の頭數を揃たりと覺る人も間々あるものなれ共、一季二季の渡り者等先途の用に立者は尠かるべし、然る時は二、三百石乃至五百石、千石の輩たりとも一季二季の渡り者を召使、人々大切の場に至らば、其渡り者の大半は落失て、終に主人一人と成べし、是を以て考ふれば士に大祿を與ふるは益なき事の第一なれば、三十石以上の上の士の祿を皆減少して押並て三十石宛にする時は與ふる所の俸祿皆軍役の用に立べし、其譯は三百石取の士に缺落せざる家人十人召連よと言ふとも今風の城下詰にては決して相成らざる事なり、假令物好きなる渡り者一兩人附纏とも主人とも僅に二、三人なり、又一人前の祿を三十石宛にする時は十人にて三百石なり、是は三十石以上の祿を與ふるは只捨るに似たり、然りと雖も數代與へ來る所の俸祿を急に減少する事、第一人情に背いて暴惡の名を蒙るべし、たとひ仕合せたる所、人數只今より二、三十倍にも成事なれば知行割、住所割、組割等は以ての外の騒動なり、且此騒動のみならず、人情驚き怨て、足下より大變災出る事疑なし、扱又此大變騒動

を恐れて其儘差置く時はあたら俸祿悉く諸士の雜費になりて、一萬人扶持すべき知行にて僅五、七百人ならでは扶持せられぬなり、措むべきの第一なり、如何にしてか俸祿も費へず、軍士も不足せず、騒動も不生の術あるべきや私かに憶へば制度を正しくし、法令を嚴にし、儉約を専らにして奢侈を抑へ、世の中の華美を打棄て、惇朴の風となし、人々業を勵み、利を勤る事を教て、諸士をして富むしむべし、諸士富みたる時、能く教諭して面々の祿に應じて家の子郎黨を扶持する術を嚴重に命令すべし、其命令行届て、下に述る割合の心得に家の子郎黨を扶持する時は一萬人扶持すべき割合知行にて相違無く一萬人扶持せらるゝなり、此所を能く呑込で古今の形勢を考合せ、損益して工夫を附る時は當世華奢にして且無頼なる世の中を、古代朴訥の風に復して其上に當世の文化を加へば、諸士直にして伶俐に、實義にして武藝學問を事とすべし、此の如く命令行届かは俸祿も費さず、騒動も生せず、軍役も不足せずして武術勃興すべし、只事を急に計る時は變生するなり、三十年を期として改革すべし、是大政を施す大法なり、思ふべし々々、扱土着の様子を知らざる人は家の子郎黨の扶持仕様不案内にあるべきなれば、其仕形の大略を左に述て考に備ふるものなり。

近世諸士の風俗は妻を持つ者は只嫡子のみにして二男、三男等は皆他家の養子と

なつて父母の家に住せず、借父母の家にて二男、三男等は他家を繼せて己は別に奴婢を召抱て使ふものとするなり、此故に骨肉の親みは日を逐て薄く成行き、主従の間は出代り者故、行儀のみにして親みなし、古代の風俗は二男、三男等も皆父母の家にあつて奴婢の如く家業を助けて働き、年長すれば妻を持って父母嫡子を助て、家業を營む故、父母の家には別に奴婢を召抱る事なくして人足れり、若くは富家にして奴婢を召使ふも多くは夫婦者にして召使たる故、其子弟皆一家の内に在て上下長幼肩を並て成長する故、其親しみ日に厚し、親み厚き故、軍陣に臨んでも、互に危を見捨てず、一魂に成て進退する故、其働甚強し、是天道自然の人情にして教を待たざる所なり、是家の子郎黨を扶持する根本の大趣意なり、借又主人心懸善くて家の子を二、三人以上扶持するには、一庖厨にては賄難き故、面々に屋敷を與へ、又夫々に知行を取らせて扶持するなり、他邦は不知、吾藩の諸陪臣の知行と言ふ物は、悉く作り取にして足輕は三、四斗より一石位までなり、足輕以上も大略二、三石より二、三十石までなり、此故に二、二百石取の士も大方は譜代の家中を十人も二、三十人も持なり、況んや大祿をや、是吾藩の大法なり、此割合を以て考ふれば一萬の知行を所持したる人にて半分家中へ與ふれば、千人内外は心易く扶持せらるるなり、(一萬石の半分は五千石なり)一人前二石

五斗の地を作り取に與ふれば五千石にて二千人扶持せらるるなり、身廻の武器、兵器等は主人よりの支度なるべし、馬を飼ふ事も、田舎に住んで野草にて飼立る故、物入事もなし、此故に主人々々の心懸次第にて、一萬石取者も騎馬の三十も五十も出さるゝなり、此積を以て推す時は四、五十石を取る士も家の子一、二人扶持する事相成べし、是れ皆土着にあらざれば致し難き次第なり、當世の如く城下に群居して奢侈を盛にする時は各一年の物は半年にも用ひ足らざる故、家の子杯を扶持する事は思もよらざる事と知るべし、因て憶ふ武術を再興せんと思ふ武將は、家中の大身士の知行替と言ふ事を止めて、永代其地を領せしめ、面々の家の子をも土着させて人數を多くする政を施し、朴納の風を興すべき事、武政の根本なり、左に人數積り、知行割の大略を記す、猶損益斟酌あるべし

三貫文以下單騎と異なることなし、但し家の子は扶助し又は戰線へ召連る事多少勝手次第なるべし。

馬は自國にては五十石以上は自分馬、他國へ働くには近隣は百石以上自分馬、遠國は三百石以上は自分馬なり、其余は悉く借馬なるべし。

四貫文上下二人但し草履取は無用の者なり
鎧袴若黨を召連るべし

べし、如是ならば戦て必勝、守て必ず固からむ勉むべし。

知行割、人数積りの事、大略を言ふべし、異國にて是を兵賦と言ふ、兵賦とは知行高を量て人数の總高を積り置事なり、人数の總高を知さるは軍術の根本を忘却したる筋にて是又一つの失政なり、扱兵配賦の本法と言ふは、異國三代の時の井田の法なれ共、當時それ程にはなく共、知行高を考へて人数の總高を豫め計り置事、一國、一郡をも領する人、油斷あるまじき事なり、先づ軍士を扶持するに三法あり、然りと雖各土著にあらざれば充分には行難きなり、若し本土着になし難くんば土着の眞似を致すべし、本土着の面々の知行所に住居せしむる故、城下より五里、十里、百里、二百里も隔てる者あり、事不自由なる様なれども面々に家中を多く扶助せしむるには、之に勝れるはなし、吾藩及び薩摩、肥前などは是なり、又此眞似を致すには、俸祿は知行たり共、藏米なり共、夫に拘らす城下續の近在郷に大下屋敷を一つ宛與へて住居せしむべし、此の如くなれば其屋敷に田圃を作て五人十人の家中は養はるゝものなり、此二つは陪卒を多く出させて軍士に充つべき爲めなり、亦一つは小給役人、家柄等の外をば悉く十石、十五石の小給にして皆土着になし、之を給人とも郷士とも言て各作り取にする事なり、是小身の直參を多くして陪卒無し的人数組なり、相馬、大村

等此法あり、何れも軍士を多く扶助するの良法なりと知るべし、扱陪卒ある人数組と陪卒なきの人数組との優劣を論ずる時は、小祿の直參組を善とする事なり、其故は何程節制宜き人数組なりとも、面々の陪卒を取集むる時は、何となく正整せざる所あり、亦陪卒なき直參組は齊一にして紛々たらざる故、懸引も仕易きものなりと言へり、此故に小給の直參組優れりと知るべし。

右の如く給人郷士も十石、十四、五石にして國中に土着せしむべし、扱國の大小に隨つて支城又は居館等數ヶ所もあるべし、其支城居館等に近き給人をば、其所の城附に定て其支配頭には其城を預け置く人を用ふべし。右の如く家士を在郷給人に仕附るとも、大祿の歴々をば本城下に住居せしめて、第一學校に出精させて、文武及び國事を習はずべし、尤も在郷給人の頭にも別の諸役人にも此輩を用ふる事なれば、在郷へは遣し難し、然る故に在郷へは百人頭、小组頭を遣し置て、組の諸事の世話致さしむべし。

在郷給人は本城下に居る我々の支配頭を能く見覺へ殊に其纏、馬印等を能々心得居べし、是を覺ゆる様にする事は操練にあるなり。

士に大祿を與る事は、其祿に應じて譜代の家の子、郎黨を扶持せしめて、軍役を務め

五貫文上下二人、自身は騎馬口取章履取無用なり
 六貫文下部二人、自身は騎馬右同斷但し鎗持二
 七、八貫文の者同三人、自身は騎馬右同斷但し鎗持三
 九貫、十貫文、百石の者同四人、自身騎馬右同斷
 十五貫文同七人、自身騎馬一人前三百文宛與へても
 二十貫文同九人、自身騎馬
 三十貫文十人、馬上二騎一騎は子なり家來
 四十貫文十五人、馬上二騎同斷
 五十貫文二十人、馬上三騎一人前五百文宛與へて三
 六十貫文二十五人、馬上三騎
 七十貫文三十人、馬上四騎
 八十貫文四十人、馬上四騎
 九十貫文五十人、馬上五騎
 百貫文六十人、馬上七騎一人前三百文宛與へて六
 二百貫文百三十人、馬上十二騎

三百貫文二百人、馬上十六騎
 四百貫文二百五十人、馬上二十騎
 五百貫文四百人、馬上二十五人一人前三百文宛與へて四
 千貫文は百人、馬上五十騎一人前三百文宛與へて八百

自國の軍役右の割を以て人頭を盡して出すべし、遠國へ働くには大遠、小遠の算あり、大略は二十里に一割引内外なるべし、毋此法を施すには儉を教ふる事第一なれば先づ制度を立て、法令を嚴にして奢を抑ゆべし、其法百貫も領する者の朝暮の營は當時の十貫程の營に準すべし、兎角費の出る所は衣食住と婦人より起るものなれば、先づ第一に此四つの者の制度を立て其上に法令を嚴に下し、違背の者をは許さず、定の通り仕置べし、是れ又不案内の者の爲に制度の大略を下に記すなり、然れ共目當なしには言難き故に、假りに五、六十萬石の國の月當を以て書すと雖も、是は制度の極略を記して其趣を知らしむるのみなり、實に制度を立てるに至つては能々考索して一物一事悉く制度あるべし、抑々制度は奢を防ぐ術なり、總て奢は僭所より出る物なり、然るに大名の事物は大名の事物、士、百姓、町人の事物は士、百姓、町人の事物と一物一事悉く制度ある時は、上下尊卑混亂せずし

て費用も薄きなり、之れを制度の大極意と知べし、總して當世の武士の風俗は他
 暖に過て逸樂にのみ走るなり、此故に屹度制度を立て奢を抑へ、貧を救ひ、武政を
 施して能く教諭し、武藝を勵まし、武器を嗜む様に仕向け、其上に時々武器改をな
 して心懸悪き者を罰し、心懸能きものを賞する時は武術必ず勃興すべし、怠る事
 なかれ。

法令は上の如く制度を立て置て、何等の制度を破らば何等の罪に行ふべしと、號令
 を下し置て、違背の者をば容赦なく法令の通りに行ふべし、是法令の趣意なり。
 衣服の事、是は章服の法なり、天下の章服は暫らく論せず、國持大名以下其國限り其
 家限りの章服は大将の心次第に定めらるゝものなり、假りに五、六十萬石の國を以
 て言ふ時は其國諸士の品位を三、四段に分て、何役より何役までは絹何々より何々
 では紬太織、何より何々まで染木綿、染紙子以下は縞木綿、縞紙子と定むる類なり、尤
 妻女の服も夫の服に準するなり、陪臣は紋の大小が染色等を以て相分ち、直參と別
 ある様に定むべし、是章服の眞似なれども儉約を教へ、貧を救ひ、尊卑を分つ事は等
 の事にて足る物なり、制すべし、但し他國へ勤るには羽二重をは許すも可ならん
 か、

附、火事具、野場支度の類は革か雲齋木綿の類なるべし、これも章服の意味にて役
 の高下に因て紋の大小或は色品の分別あるべき事なり、陪臣又其制あるべし。
 飲食も衣服の如く士祿の大小を三、四段に分て、一汁一菜より、三菜までに限るべし、
 洒肴も之れに準すべし、古より飲食男女は人の大欲存と云て病の起るも、貧窮する
 も、武備の弛むも此二つより起るものなれば人々慎むべきの第一なり。

右衣服、飲食の定めは冠婚、喪祭、其外重き饗應竝に他所外人の出會と雖も此制度
 を破る事なかれ、破る者は罪すべし、一事破る時は萬法皆弛むものなり、慎べし。
 家作も上の兩條に準して或は門或は玄關、式臺或は瓦葺、色壁、張付、腫等の制度を定
 むべし、婢女を召使ふ事も家の子の妻女等を召使ふべし、外に婢女として召抱る事な
 かれ、但し子孫の爲に妾を召使事は格別なり、然しながら大祿福有のものたり共妾
 一人に限るべし、尤三年まで子なき妾は召置く事勿れ、勿論子孫繁多の者は妄りに
 妾を召置事を禁ず。

大小高下を言はず、刀脇指の拵竝諸器物の飭金具等に金銀赤銅類を禁すべし。
 青漆、鍔等の女乗物或は純子天鷲絨類の挾箱、油箆等は、大祿福有の物たりとも用
 ふる事を禁ず。

冠婚、喪祭等一々制度ある事なれ共、繁多なる故、茲に筆せず、先規を鑑て定むべし、但し冠婚には親戚、朋友心を用て贈物あるべし、病難と喪祭には多少に拘らず、金銀錢を贈て病家を訪ひ、喪祭を助くべし、旅立の豔又然り、必飲食の物を贈る事勿れ、是古の制なり。

右重立所の制度二、三を擧て示すなり、精細に工夫を加へ、損益酌して定むべし、俗右の如く土着と制度とを願ふ事は、武士の奢侈と柔弱とを止度故なり、尊氏卿の遺訓にも數代京都に在職せば、公家風に移て武風を取失ふ事あるへし、此事忘る事勿れと戒め給へり、又應仁以來亂を避けたる公家、上臈、大内家に取入て、其家風を華奢に移して、大内家滅亡に及べり、是等の事を思へば、寒心すべき事故、土着制度等の事を述て奢侈に習ひし人々に再び質朴の姿を知らしめん事を願ふのみなり。

土着制度等の事は、徂來、春臺等の諸先生頻に述べし所なれども、説き様の拙きか聞き様の悪きか、又改革の變を恐るゝにや、誰一人土着の風を起したる候もなく、制度を立定めたる人もなし、然るを今又小子之れを述ぶるは、贅と言ふべし、其贅なるを又述ぶるは、人をして土着制度等の大意を知らしめ、漸々、其風を起さば、上にも言へ

し如く三十年の間には、遂に行はるべし、之れ行はるれば、武門の大慶是に過たるはなしと思ふ故、強て人に示すなり、小子が贅言なれ共、日本の武を敦くする術斯にある哉。

第十四卷終